

## 売払い物品の解体に関する特約条項

甲（契約担当官）及び乙（契約相手方）は、売払い物品の解体に関し、次の特約条項を定める。

（総則）

第1条 乙は、次に掲げる売払い物品については、別に定める解体要領に基づき解体するものとする。

車台番号	品目	型式	単位	数量	備考

（契約金額の内訳）

第2条 前条に掲げる物品に係る契約金額は、〇〇円（消費税及び地方消費税込み）とし、本契約書本文に記載した契約金額の内訳とする。

（所有権の移転）

第3条 第1条に掲げる売払い物品の所有権は、乙が甲に対して解体及び破砕の完了を届け出て、甲が承認したときをもって甲から乙に移るものとする。

（解体・破砕期限）

第4条 解体・破砕期限は車両等を引取りした日から3か月以内とし、結果を文書で提出するものとする。この際、下請負者（再下請負者以降の全ての下請負者を含む。）（以下「下請負者等」）が行った場合は、当該下請負者等名を記載し、乙から下請負者等に引渡したことを証明する書類を添付するものとする。

（監督官等の立会）

第5条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、乙又は下請負者等の使用する施設において、解体及び破砕を行う場合は、監督官、検査官及びその他の職員（以下「監督官等」という。）を関係場所に派遣するものとする。

- 2 甲は、監督官等を派遣する場合は、その権限及び事務の範囲を乙に明示しなければならない。
- 3 監督官等は、職務の遂行に当たり、乙又は下請負者等が行う業務を不当に妨げてはならない。
- 4 乙は、監督官等が監督等を行う場合は、これに応じなければならない。
- 5 甲は、監督官等の許可又は立会することなく解体及び破砕をし、該当車両と判別できない場合は、契約金額の10パーセントに相当する金額を乙から違約金として徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。